

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	河川課	検索番号	14
法令名	河川法	根拠条項	第26条1項		
許認可等	河川区域内の工作物の新築、改築等の許可				
<p>(根拠規定) 第26条第1項 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。</p> <p>(許認可等の基準) 河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日付け国河改第36号国土交通省河川局長通知)</p> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日付け建設省河川局長通達)</p> <p>五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について 1 河川法(昭和39年法律第167号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について (5) 第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準について 河川区域における工作物の新築等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。 治水上又は利水上の支障を生じるおそれがないこと。 この場合において、治水上又は利水上の支障の有無を検討するに当たっては、以下に掲げる事項について、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。 イ 工作物の一般的な技術基準について、「河川管理施設等構造令」(昭和51年政令第199号) ロ 設置について、「工作物設置許可基準」 ハ 土木工学上の安定計算等について、「河川砂防技術基準(案)」 社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。 当該河川の利用の実態から見て、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。 当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について(平成6年9月30日付け建設省河政発第53号・建設省河治発第73号・建設省河開発第118号・建設省河砂発第50号建設省河川局水政課長・建設省河川局治水課長・建設省河川局開発課長・建設省河川局砂防砂防課長通達)</p> <p>一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について 1 河川法(昭和39年法律第167号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について (3) 局長通達五1(2)の審査に当たっては、以下の事項に留意すること。 取水水予定量が、基準湯水流量(十年に一回程度の湯水年における取水予定地点の湯水流量)から河川の維持流量と他の水利使用者の取水量の双方を満足する水量(正常流量)を控除した水量の範囲内のものであること。 正常流量の設定の詳細については、「河川砂防技術基準(案)」を参考とすること。</p>					